

交 推 第 2 7 号
令 和 3 年 1 1 月 1 5 日
(くらし共生協働課扱い)

関係市町村長 } 殿
関係機関・団体の長 }

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会会長

交通死亡事故多発警報（全県警報）の発令について（通知）

11月9日から14日までの6日間に、交通死亡事故が5件発生し、5人が死亡するという極めて憂慮すべき状況となりました。

当協議会では「交通死亡事故多発警報制度実施要領」に定める基準（県内全域において、おおむね10日間に交通死亡事故が5件発生）に達したため、11月15日午後1時、交通死亡事故多発警報を発令しましたので通知します。

つきましては、各市町村をはじめ各関係機関・団体にあつては、相互に連絡を密にし、協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるようお願いいたします。

記

- 1 警報種別
全県警報
- 2 発令日時
令和3年11月15日（月）午後1時
- 3 発令の期間
令和3年11月15日（月）～令和3年11月24日（水）（10日間）
- 4 発令期間中の対策
 - (1) 県
ア 関係市町村、関係機関・団体等への取組強化の周知徹底
イ ホームページによる県民への広報
ウ 地域振興局における懸垂幕、交通安全旗等の掲出
 - (2) 各市町村
ア 広報車、広報誌、有線放送、防災無線等各種広報媒体を活用した広報活動
イ 街頭立哨及び懸垂幕、交通安全旗の掲出
ウ 各種会議、機関誌等での広報
 - (3) 県警察
ア 街頭監視活動の強化
イ 交通指導取締の強化
 - (4) その他関係機関・団体
ア 事業所等への警報発令の周知徹底
イ 広報車による広報
ウ 各種会議、機関誌等での広報

【連絡先】

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会事務局
(鹿児島県総務部男女共同参画局局
くらし共生協働課くらし安全係内)
担当 松木田
電 話 : 0 9 9 (2 8 6) 2 5 2 3
F A X : 0 9 9 (2 8 6) 5 5 2 4

交通死亡事故発生状況

令和3年11月9日（火）～令和3年11月14日（日）

番号	発生日	発生時間	市町村 路線	事故形態	区分	種別	性別	年齢	被害
1	11/9 (火)	17:40	霧島市	軽貨物が、横断中の自転車をはねたもの。	関係者1	軽貨物	男	86	
			県道						
2	11/9 (火)	12:45	霧島市	軽貨物車が駐車場で歩行者をはねたもの。	関係者1	軽四貨	女	71	
			駐車場内						
3	11/12 (金)	19:31	鹿屋市	軽乗用車同士の出会い頭事故。	関係者1	軽四乗	男	41	
					関係者2	軽四乗	男	32	
					関係者3	軽四乗 (関係者2同乗者)	女	32	
			県道		関係者4	軽四乗 (関係者2同乗者)	女	10	死亡
					関係者5	軽四乗 (関係者2同乗者)	男	5	
					関係者6	軽四乗 (関係者2同乗者)	男	5	
4	11/13 (土)	19:10	南さつま市	自動二輪車が何らかの原因により自損転倒したもの。	関係者1	自動二輪	男	20	死亡
			国道						
5	11/14 (日)	18:28	肝付町	普通乗用車が歩行中の歩行者をはねたもの。	関係者1	普乗	男	60	
			県道						

「交通死亡事故多発警報制度」施行以降の発令状況

【要件】 交通死亡事故多発警報制度実施要領、第5項

全県警報 …… 県内全域において、短期間（おおむね10日間：以下同じ。）に交通死亡事故の発生件数が8件に達したとき。

ブロック警報 …… 市町村ブロックにおける1ブロック内の地域において、短期間に交通死亡事故の発生件数が3件に達したとき。

ただし、鹿児島ブロックについては、4件に達したとき。

【制度施行以降の発令状況】

1	昭和58年10月4日～10月31日	……全県発令	(58. 9.23~10. 3)11人
2	昭和59年8月2日～8月11日	……鹿児島ブロック	(59. 7.29~ 8. 1) 7人
3	昭和59年8月23日～9月1日	……全県発令	(58. 8.13~ 8.22)10人
4	昭和60年11月29日～12月8日	……鹿児島ブロック	(60.11.23~11.28) 4人
5	昭和61年5月8日～5月17日	……鹿児島ブロック	(61. 4.30~ 5. 7) 4人
6	昭和61年5月24日～6月2日	……鹿児島ブロック	(61. 5.17~ 5.24) 4人
7	昭和61年9月24日～10月3日	……全県発令	(61. 9.13~ 9.23)10人
8	昭和62年8月23日～9月1日	……全県発令	(62. 8.14~ 8.23)11人
9	昭和62年10月21日～10月30日	……鹿児島ブロック	(62.10.12~10.21) 4人
10	昭和63年3月16日～3月25日	……鹿児島ブロック	(63. 3. 7~ 3.16) 4人
11	昭和63年5月8日～5月17日	……全県発令	(63. 4.29~ 5. 7)10人
12	平成2年2月2日～2月11日	……全県発令	(2. 1.23~ 2. 1)11人
13	平成3年7月31日～8月9日	……全県発令	(3. 7.22~ 7.30)10人
14	平成5年2月5日～2月14日	……鹿児島ブロック	(5. 1.27~ 2. 5) 4人
15	平成5年11月16日～11月25日	……鹿児島ブロック	(5.11. 9~11.15) 4人
16	平成6年6月9日～6月18日	……鹿児島ブロック	(6. 6. 1~ 6. 8) 4件
17	平成6年8月24日～9月2日	……鹿児島ブロック	(6. 8.15~ 8.23) 4件
18	平成7年5月19日～5月28日	……鹿児島ブロック	(7. 5. 9~ 5.18) 4件
19	平成7年12月1日～12月10日	……全県発令	(7.11.21~11.30)11件
20	平成8年1月16日～1月25日	……曾於肝属ブロック	(8. 1.10~ 1.16) 4件
21	平成8年2月21日～3月1日	……鹿児島ブロック	(8. 2.12~ 2.20) 4件
22	平成8年8月5日～8月14日	……曾於肝属ブロック	(8. 7.26~ 8. 3) 4件
23	平成9年4月3日～4月12日	……全県発令	(9. 3.24~ 4. 2)10件
24	平成10年6月9日～6月18日	……鹿児島ブロック	(10. 5.31~ 6. 8) 4件
25	平成10年8月21日～8月30日	……北薩ブロック	(10. 8.13~ 8.21) 4件

26	平成10年10月6日～10月15日	南薩ブロック	(10.9.27～10.05)	4件
27	平成10年10月19日～10月28日	全県発令	(10.10.8～10.17)	10件
28	平成10年11月24日～12月3日	全県発令	(10.11.14～11.23)	10件
29	平成12年6月26日～7月5日	北薩ブロック	(12.6.16～6.24)	5件
30	平成12年7月27日～8月5日	北薩ブロック	(12.7.17～7.26)	4件
31	平成12年10月23日～11月1日	北薩ブロック	(12.10.11～10.20)	4件
32	平成12年11月6日～11月15日	伊佐始良ブロック	(12.10.31～11.5)	4件
33	平成13年4月12日～4月21日	全県発令	(13.4.2～4.11)	11件
34	平成13年7月12日～7月21日	南薩ブロック	(13.7.2～7.11)	4件
35	平成14年12月2日～12月11日	北薩ブロック	(14.11.23～12.1)	4件
36	平成17年7月19日～7月28日	始良・伊佐ブロック	(17.7.7～7.15)	4件
37	平成17年9月27日～10月6日	曾於・肝属ブロック	(17.9.19～9.26)	4件
38	平成17年9月29日～10月8日	全県発令	(17.9.19～9.28)	10件
39	平成18年7月18日～7月27日	伊佐・始良ブロック	(18.7.8～7.16)	4件
40	平成18年10月26日～11月4日	南薩ブロック	(18.10.16～10.25)	4件
41	平成19年7月11日～7月20日	南薩ブロック	(19.7.3～7.10)	4件
42	平成19年12月30日～1月8日	鹿児島ブロック	(19.12.21～12.30)	4件
43	平成21年3月15日～3月24日	全県発令	(21.3.3～3.14)	11件
44	平成21年4月20日～4月29日	曾於・肝属ブロック	(21.4.10～4.19)	3件
45	平成21年5月18日～5月27日	曾於・肝属ブロック	(21.5.9～5.17)	3件
46	平成21年5月22日～5月31日	北薩ブロック	(21.5.15～5.22)	3件
47	平成21年9月14日～9月23日	北薩ブロック	(21.9.5～9.12)	3件
48	平成21年9月14日～9月23日	鹿児島ブロック	(21.9.5～9.12)	4件
49	平成21年11月12日～11月21日	始良・伊佐ブロック	(21.11.4～11.10)	3件
50	平成22年3月3日～3月12日	曾於・肝属ブロック	(22.2.23～3.3)	3件
51	平成22年3月30日～4月8日	北薩ブロック	(22.3.25～3.29)	3件
52	平成22年5月19日～5月28日	北薩ブロック	(22.5.10～5.18)	3件
53	平成22年10月26日～11月4日	北薩ブロック	(22.10.15～10.22)	3件
54	平成22年11月15日～11月24日	北薩ブロック	(22.11.7～11.13)	3件
55	平成22年12月24日～平成23年1月2日	始良・伊佐ブロック	(22.12.15～12.24)	3件
56	平成23年10月13日～10月22日	全県発令	(23.10.2～10.12)	8件
	平成23年10月23日～11月1日	(警報延長)	(23.10.17～10.20)	4件
57	平成24年3月15日～3月24日	曾於・肝属ブロック	(24.3.10～3.14)	3件
58	平成24年6月15日～6月24日	曾於・肝属ブロック	(24.6.5～6.14)	3件
59	平成24年10月18日～10月27日	曾於・肝属ブロック	(24.10.8～10.17)	3件
60	平成24年12月5日～12月12日	全県発令	(24.11.27～12.4)	8件, 9人

	平成24年12月13日～12月22日……………(警報延長)	(24.12.8～12.12)	4#
61	平成25年2月4日～2月13日……………北薩ブロック	(25.1.27～2.3)	3#
62	平成25年9月24日～10月3日……………曾於・肝属ブロック	(25.9.17～9.23)	3#
63	平成25年11月5日～11月14日……………北薩ブロック	(25.10.28～11.3)	3#
64	平成26年1月31日～2月9日……………鹿児島ブロック	(26.1.24～1.31)	4#
65	平成26年5月4日～5月13日……………曾於・肝属ブロック	(26.5.4～5.13)	3#
66	平成26年11月12日～11月21日……………曾於・肝属ブロック	(26.11.12～11.21)	3#
67	平成27年5月27日～6月5日……………始良・伊佐ブロック	(27.5.18～5.25)	3#
68	平成27年11月5日～11月14日……………北薩ブロック	(27.10.30～11.4)	3#
69	平成29年2月6日～2月15日……………曾於・肝属ブロック	(29.1.29～2.3)	3#
70	平成29年6月22日～7月1日……………曾於・肝属ブロック	(29.6.13～6.22)	3#
71	平成29年12月28日～1月6日……………曾於・肝属ブロック	(29.12.24～12.27)	3#

交通死亡事故多発警報制度実施要領

1 目的

この要領は、交通死亡事故が連続集中的に発生する傾向にある場合、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発地域であることの警報を発し、地域住民の注意を喚起するとともに、県・市町村をはじめ、関係機関・団体が協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故発生に歯止めをかけることを目的とする。

2 名称

警報の名称は、「交通死亡事故多発警報」とする。

3 発令者

警報の発令者は、鹿児島県交通安全県民運動推進協議会会長（鹿児島県知事）とする。

4 警報の種別

警報の種別は、次のとおりとする。

- (1) 全県警報：県下全域を対象地区として発令する警報をいう。
- (2) ブロック警報：交通安全対策広域市町村ブロック〔（別紙）以下「市町村ブロック」という。〕における1ブロックを対象として発令する警報をいう。

5 警報発令の基準

警報発令の基準は、次のとおりとする。

なお、発令基準に係る交通死亡事故発生件数の計算期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

- (1) 全県警報：県内全域において、短期間（おおむね10日間とする。以下同じ。）に交通死亡事故の発生件数が5件に達したとき。
- (2) ブロック警報：市町村ブロックにおける1ブロック内の地域において、短期間に交通死亡事故の発生件数が3件に達したとき。
ただし、鹿児島ブロックについては、短期間に交通死亡事故の発生件数が4件に達したときとする。

6 警報の発令及び期間

警報の発令及び期間は、次に定めるところによって行う。

(1) 発令

ア 会長は、警報発令の基準に該当すると認めるときは、県警察本部長の意見を聞いて、警報を発令するものとする。

イ 会長は、警報の発令を決定したときは、関係のある市町村長（以下「関係市町村長」という。）及び関係機関・団体に対し通知するものとする。

(2) 期間

警報発令期間は、発令の日からおおむね10日間とし、多発傾向が抑止されないと認めるときは、その時点から期間を10日間延長できるものとする。

なお、「多発傾向が抑止されないと認めるとき」とは、次の場合をいう。

ア 全県警報：県内全域において、警報発令期間中のおおむね5日間に交通死亡事故の発生件数が4件に達したとき。

イ ブロック警報：市町村ブロックにおける1ブロック内の地域において、警報発令期間中のおおむね5日間に交通死亡事故の発生件数が2件に達したとき。

7 警報発令時における推進事項

警報が発令されたときは、県交通安全県民運動推進協議会、市町村交通安全推進協議会等は、幹事会、連絡会議及びブロック会議を開催して推進体制を確立するとともに、連絡を密にし、下記実施事項の具体的推進方法等について協議し、迅速かつ効果的な推進に努めるものとする。

記

[具体的推進事項]

推進項目	推進事項
1 警報の周知 徹底	(1) 広報車による巡回広報，有線放送による定期放送を実施する。 ～ 広報車，有線放送，毎日朝夕2回以上 ～ (2) 警報発令に関して，記者発表を行い，テレビ，ラジオ，新聞等の協力を得て，周知徹底を図る。 (3) 市町村，関係機関・団体，事業所等は警報発令中を周知するための懸垂幕，横断幕，立看板，安全旗等を必ず掲出し，地域住民の注意を喚起し，安全活動への参加を呼びかける。 なお，掲出に当たっては，交通の妨害にならないよう十分配慮する。 (4) 各種会議，会合，講習会等の場を利用するほか，チラシ等の配布により周知徹底を図る。

<p>2 「交通安全旗の波」の推進</p>	<p>(1) 警察官による街頭指導，市町村職員や交通安全関係団体員等の街頭活動の実施に際しては，安全旗を事業所のまわりや道路両側へ集中的に掲示する。 (2) 事故多発区間，カーブ等危険度の高い路線（区間）・道路を選定して掲出し，地域住民の注意を喚起する。 (3) 各種会議場，各種行事，催物会場等における掲出を図る。</p>
<p>3 交通安全の声かけ</p>	<p>(1) 各家庭で，母親が家庭会議を開くなどして，家族に交通安全の声かけをする。 (2) 幼稚園（保育所），小・中学校及び高等学校において，朝礼時等を活用して，警報発令の周知徹底と正しい歩行，自転車の安全な乗り方，二輪車の安全運転等について声かけをする。 (3) 運行管理者，安全運転管理者等選任事業所において，朝礼・点呼時を活用し，交通安全の声かけをする。</p>
<p>4 街頭指導の強化</p>	<p>(1) 県交通安全県民運動推進協議会傘下の交通指導員，交通安全協会，交通安全母の会，PTA，自動車販売店協会，警察等関係機関・団体の関係者は，協力して街頭で安全指導をする。</p>

附 則
この要領は，昭和58年3月18日から実施する。

附 則
この要領は，平成5年12月1日から実施する。

附 則
この要領は，平成7年9月21日から実施する。

附 則
この要領は，平成21年4月1日から実施する。

附 則
この要領は，平成22年3月23日から実施する。

附 則
この要領は，平成25年2月18日から実施する。

附 則
この要領は，令和3年4月15日から実施する。

交通安全対策広域市町村ブロック一覧表

ブロック	市 町 村 名
鹿 児 島 (2市2村)	鹿児島市, 日置市, 三島村, 十島村
南 薩 (4市)	指宿市, 南さつま市, 南九州市, 枕崎市
北 薩 (4市2町)	いちき串木野市, 薩摩川内市, 阿久根市, 出水市, さつま町, 長島町
始 良 伊 佐 (3市1町)	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
曾 於 肝 属 (4市5町)	曾於市, 志布志市, 鹿屋市, 垂水市, 大崎町, 東串良町, 肝付町, 錦江町, 南大隅町
熊 毛 (1市3町)	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
大 島 (1市9町2村)	奄美市, 龍郷町, 喜界町, 瀬戸内町, 大和村, 宇検村, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町